

令和4年9月

定例農業委員会総会 議事録

令和4年9月12日（月）

宗像市農業委員会

令和４年９月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和４年９月１２日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和４年９月１２日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和４年９月１２日 午後４時５５分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席２３人 欠席１人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	梶谷 泰臣	○
２	薄 幸一	○	１４	寺尾 悦治	○
３	山田 堅	○	１５	石松 健一郎	○
４	田中 清和	○	１６	黒石 克巳	○
５	村山 和弘	○	１７	原田 義久	○
６	中山 博之	○	１８	栗野 通孝	○
７	吉田 直行	○	１９	深田 誠	○
８	福嶋 仁士	○	２０	田中 康雄	○
９	岩佐 政子	○	２１	白木 晋平	○
１０	松井 徳一郎	○	２２	中村 和嘉	○
１１	山下 隆広	○	２３	吉永 和義	○
１２	吉武 順子	×	２４	佐藤 裕治	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	１０番	松井 徳一郎		１１番	山下 隆広

令和4年9月定例農業委員会総会会議結果

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第3号議案 | あっせんの申出について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第4号議案 | 宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| | 承認 |

報告事項

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
|-----|--------------------|

○議長

令和4年9月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は23名です。

よって、令和4年9月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

説明をさせていただきます。譲受人は●●さんで買い取り後にみかん栽培となっております。以前、申請地はみかんが栽培されておりましたが、20年以上前にみかんの価格が暴落し、現在は荒れ地となっております。譲渡人の●●さんも●●のご出身ですが、申請地を処分したいとのことです。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

説明をさせていただきます。譲受人の●●●●さんは●●●●で農業をしている方です。●●●●●●●●と●●さんが所有している作業場との間の小さな土地で、野菜の栽培をする予定です。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の議案説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

説明をします。現在、申請者から最終的な図面をいただいております。理由は前回の集まりの時に水路、排水、周りの道路の話がありまして、特に排水に関しまして農振除外を受けた時の条件と話が食い違うということがありましたが、現在、水利の組合長と話をしまして水利に関しては一応の決着をみたという話でございます。一斉清掃の時に水利組合長と話をしまして水利に関しては問題ないとのこと。この図面には入っておりませんが、水門の一つを廃止して新たに二つを設置し逆流を防止すると言っているとのことでした。当初、●●の方に直接排水を落とし込む計画でしたが、防災上問題があり難しいという話で、一旦、●●●の駐車場のところの水路に落とし、それから排水する様になったとのこと、これは組合長から口頭での話で正式な書面ではありませんが、水路、排水、道路の計画は煮詰まって来ているようです。ただ、最終的な図面を私どもはいただいておりますが、一番新しいのはこの図面だと思いますので、これで判断していただければ間違いないと思います。なお、これには水門2箇所が反映されておりますが、協議の結果で設置される水門によって残された上の方にある農地への逆流の防止が図られるようです。

現在半分ほどの農地は耕作放棄地のようになり荒れており、申請者が里道を廃止したとしても4割ほどしか耕作されていないので、大きな問題はないと思われます。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

私どもの現地を確認し、ただ今のような説明を担当地区委員から受け、特に問題はないものと承知しております。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO1についての議案説明、担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

道路は狭いところで5mぐらい、北側の道路は現状のままと思われますが、魚の移動に伴い車両も入ってくると考えられますが、地元としてももう少し道路を広げて欲しいなどの意見はないのですか。

○委員

申請地の東側に5mの道路が新設され南側にも大きな道路が新設されます。現状の道路は離合できないような状況なので、今現在と比較して悪くならないのではないかと考えられます。

○委員

右側の残っている農地も荒れているとのことですが、最低6mぐらいの道路があった方がよいのではないですか。

○委員

今現在、申請者にそこまでの要望は難しいのではないかと思います。

○委員

排水問題でトラブルが発生することがよくありますが、排水の方法は。

○委員

私も聞いた話で図面にも掲載されていないのですが、今現在、●●●の駐車場との間に小さな水門があります。●●の本堤防のところに水門があり、そこから塩が入った場合、受け皿として水門が稼働しています。しかし、何年か前の雷で電気系統が故障し修理費がかさむということで、現在は手動で操作しておりますが大変なので取り壊して新しい水門を2箇所設置するとのこと。最初の話では養殖場の排水は●●に直接落とすとの話でしたが、それが難しいとなり水路に落とすとの話になりましたが、もし逆流した時は塩害の心配もあり、その対策として水門を2箇所設置し、外側の海に近い側の水門の外側に落とし●●●の水をストックして、もう一つ上流側の水門で止めてしまう計画です。当初、水門は3箇所の案もありましたが、だれが管理するのかという話が出て、今現在手動で稼働している水門を廃止して新しく2箇所の水門を設置するとの話を水利組合長から聞いて

おります。場所については図面に落とされていないものですから、はっきりした場所は分かりません。

○議長

この申請地から上流の農地で耕作されていない農地がありますか。

○委員

申請地の東側に3枚ほどの耕作地があり、それから先にも6～7枚は作付けされておりますが、その上流には荒れ地があります。耕作地と荒れ地がかたまった状態で続いております。耕作放棄地がありますと周辺の農地が荒れ地となります。地元におられず●●や●●のお住まいの所有者の土地が荒れ地となっております。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1と受付NO2について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1及び受付NO2の説明がありました。この件につきましては、人事案件ですので、質疑を終結します。

○議長

第3号議案、受付NO1及び受付NO2のあっせん委員の選出にあつては、議長の指名といたします。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

あっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第４号議案、令和４年度宗像市農用地利用集積計画について、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第４号議案、令和４年度宗像市農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は１件であります。報告事項第１号「農地法第５条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第６条第３号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第１号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第１号について説明がありました。この件につきまして、は報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和４年９月定例農業委員会総会は閉会いたします。